

第7期第21回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月27日(月) 午後2時30分から午後3時18分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第1研修室

3. 出席委員 ○(25名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	○	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	○
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	△	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	△	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 地区委員会の結果に関する件

第4 報告第2号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件

第5 報告第3号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第7 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第8 議案第3号 現況証明願いの発給に関する件

第9 議案第4号 令和5年度むかわ町参考賃借料指標に関する件

第10 議案第5号 令和5年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件

第11 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)

第12 議案第7号 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)

第13 要望書案第1号 むかわ町農業委員会委員報酬改定に関する要望書(案)

第14 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は25名です。欠席は、7番・山谷委員、15番・林委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第21回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、14番・鈴木秀子委員と16番・藤岡健人委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告3件、議案7件、要望書案1件、決議案1件の合わせて12件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事	報告第1号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 3月につきましては、議案に記載のとおり、3月16日に川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定4件について、審議した結果、適当と判定したところです。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定3件について、審議した結果、1件を継続審議、2件を適当と判定したところです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第4 報告第2号「農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第2号、農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書3ページになります。

本件は、昨年の12月総会で報告しました農地法第41条第1項に基づく通知を農地中間管理機構である北海道農業公社へ行った農地を、北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たことを報告する内容です。

議案書4ページから6ページに、知事裁定に対しての通知類を添付しております。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第3号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。

議案書8ページ、9ページに申出書の写しを添付してございます。

記載の農地は1月総会にてご承認いただきました集積計画に基づき、所有権が北海道農業公社に移り、売買代金の支払いが完了したことから、5年後の売渡までの期間、利用権設定に係る集積計画の作成申出が公社よりありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。

計画の内容につきましては、議案第2号にてご説明申し上げます

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第3号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。

議長 続いて、議案第1号「農地法第3の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件については、[]が譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

1番につきましては、今まで使用貸借を結んでおりましたが、贈与し経営地として利用するものです。

以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案書12ページと13ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。

[]が[]さんに贈与する案件です。取得後は、南瓜・水稻などの作付けを行う予定です。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第7 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。

議長　　なお、本案件中、 が被設定人となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　　異議がないようですので、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

主事　　議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書15ページから、利用権設定6件です。

1番と2番につきましては、1月総会にて、北海道農業公社が買入をした農地について一時貸付を行うため利用権を設定するものです。

3番につきましては、設定人の要望により、新たに利用権を設定するものです。

4番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。

5番と6番につきましては、期間満了に伴う継続案件でしたが、設定人の死亡により、保留となっております。この度、相続の手続き完了により利用権を設定するものです。

以上、利用権設定6件25筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

議案書17ページから22ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長　　事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。

（異議なし）

議長　　質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長　　ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第8 議案第3号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事　　議案第3号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。

いずれも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたもので

主 事	<p>す。</p> <p>1 番の申請地は、公簿地目が原野となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、今回の場所については、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判定しております。</p> <p>2 番と 3 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。</p> <p>現地確認結果として、議案に記載のとおり、山林化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。</p> <p>25 ページから 27 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。</p> <p>以上で議案第 3 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議・ご決定くださいますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 6 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、耕作または養畜の行為が反覆継続的に行われている場所であるため、農地と判断しております。以上です。</p>
1 3 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に 相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
2 5 番	<p>現地を確認してきましたので報告します。</p> <p>申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に 相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 3 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 9 議案第 4 号「令和 5 年度むかわ町参考賃借料指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

主 査 議案第4号、令和5年度むかわ町参考賃借料指標に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書29ページに「令和5年度むかわ町参考賃借料（案）」を添付してございます。

本町においては、義務化されている「実勢賃借料の情報提供」を、1月から12月に締結された賃借料を田畑別に集計し、地域ごとに最高額、最低額、平均額をホームページ上で公表しています。

併せて、担い手の経営を守る視点から地域の平均的な担い手が負担しうる賃借料として「参考賃借料」を設定してございます。

参考賃借料の概要といたしましては、平成21年まで標準小作料として定めていたものが農地法改正により廃止となりましたが、地域の混乱や農業者の不安などを払拭するため、町農委独自で参考賃借料を定めるようになったものです。摘要欄の作物等については、過去、鶴川地区、穂別地区それぞれ定めていたものを集約し今の指標としております。

今回、各地区委員会を経て、四役会議で確認し、令和5年度におきましては上田の参考賃借料を13,000円から12,000円に変更いたしました。参考賃借料（案）を本総会に上程することといたしました。

なお、これまでも利用権設定等の際には、この数字のほか、土地の形状、条件等をかんがみ、地域協議等を踏まえ賃料等は設定してきていることと思いますし、最終的には農業委員会の決定となりますが、今後についても、地域や出し手、受け手の納得のできる形での設定等をお願いしたいと思っております。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議・ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

説明に対する、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。

続いて、日程第10 議案第5号「令和5年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 議案第5号、令和5年度むかわ町農作業標準賃金・機械作業料金指標に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書31ページに「令和5年度 農作業標準賃金・機械作業料金」を添付してございます。

本件は、町農業者が農作業等の受委託等の参考とするため、その求めに応じて示しているという主旨でございます。

主 査	<p>令和5年度農作業標準賃金・機械作業料金を提案するにあたり、これまで各地区委員会を経て四役会議で確認してきております。</p> <p>主な変更点を申し上げます。</p> <p>まず1番、農作業標準賃金につきましては、農作業一般が920円、園芸作物一般も920円となっております。</p> <p>2番の機械作業につきましては、大きく24の項目になっておりまして、①番のトラクターの規格につきましては、120PSから121PSに変更しております。⑨番の圃場整備等の備考欄につきましては、様々な条件があることから、(面積含)の文言を追加しています。⑱番、防除のドローンにつきましては、実績等に基づき、1,000円から1,200円に変更しております。</p> <p>受託側の視点から適正な料金反映となるよう、令和5年度はこのようなかたちで定めることについてご提案を申し上げますので、内容をご確認いただき、ご審議・ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第11 議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主 査	<p>議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、ご説明を申し上げます。</p> <p>議案書33ページになります。</p> <p>令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)につきましては、全ての農業委員会で年度内に制定しなければならないとされており、この度、指針を制定するものであります。</p> <p>第1、基本的な考え方としまして、むかわ町の農業情勢、目標を達成するためにとるべき具体的な措置等に関しまして定めております。</p> <p>第2、具体的な目標、推進方法及び評価方法につきましては、1. 遊休農地の発生防止、解消に向けての具体的な推進方法を記載してございます。</p> <p>2. 担い手への農地利用集積・集約化につきましては、担い手への農地利用集積目標、担い手の育成・確保の目標を記載してございます。</p> <p>3. 新規参入の促進につきましては、新規参入の促進目標及び具体的な推進方法を記載してございます。</p> <p>第3、「地域計画」の目標を達成するための役割としまして、5つの項目を記載しております。委員の皆様には今後取り組んでいただく項目もありますが日常的に行って頂いております最適化活動の内容と合致している部分もあるか</p>

主 査	<p>と思います。</p> <p>以上が、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議・ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたしますします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>説明に対する、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
議 長	<p>ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。</p> <p>続いて、日程第 1 2 議案第 7 号「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第 7 号、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、ご説明申し上げます。</p> <p>今年度の取り組みにつきましては、先般、「農業委員会による最適化活動の推進について」これは、農林水産省経営局長通知であります。こちらにて、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととなっております。</p> <p>議案書 3 9 ページになります。</p> <p>令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてです。</p> <p>全般的に昨年度当初に決定した目標に対しての実績等であります。</p> <p>1 番「農業委員会の状況」については、記載のとおりであります。</p> <p>4 0 ページ 2 番「最適化活動の実施状況」につきましては、（1）農地の集積、③農地の集積実績につきましては、今年度末の集積面積は 5, 3 8 7. 2 h a、集積率は 8 1. 3 %です。日頃より農業委員の皆様による相談活動、地域協議のもと、担い手への農地の流動化の推進が図られていると考えます。</p> <p>（2）遊休農地の発生防止・解消について、年度当初の遊休農地としてはありませんが、引き続き農地利用状況調査等で遊休農地の発生防止及び違反転用などの防止に努める必要があります。</p> <p>4 2 ページ、2 番最適化活動の活動目標につきましては、1 人・ひとりの最適化活動、また活動強化月間期間中も概ね目標通りに活動をすることが出来ました。</p> <p>4 3 ページ、（3）新規参入相談会への参加目標ですが、原則 1 名以上が相談会に参加することとされた事から、町地域担い手育成センターと連携し、6 月と 1 0 月の 2 回、参加することが出来ました。</p>

事務局長

44ページ、3番、事務の実施状況につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして45ページ、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）についてです。

1番、農業委員会の状況につきましては、記載のとおりです。

46ページ、Ⅱ、最適化活動の目標、1番「最適化活動の成果目標」については、（1）農地の集積、（2）遊休農地の解消、（3）新規参入の促進につきましては、この間の実績を踏まえ計画を立てています。

47ページ、2番「最適化活動の活動目標」については、（1）「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について、今年度は、月7日と設定いたしました。ここが、農業委員の記録簿の月の目標部分になり、従来どおりの業務を設定としております。（2）活動強化月間の設定目標は、3回以上、取り組む事としており、8月に遊休農地の解消、10月・11月は、農地の集積を強化月間として設定しています。（3）新規参入相談会への参加目標ですが、原則1名以上が相談会に参加することとされたことから、町の地域担い手育成センターと連携し、令和4年度同様に参加していく設定とさせていただきました。

以上が、令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご審議・ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

（異議なし）

議長

質疑なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので、議案第7号は原案どおり決定いたします。
続いて、日程第13 要望書案第1号「むかわ町農業委員会委員報酬改定に関する要望書(案)」を議題といたします。事務局より要望書案の説明を求めます。

事務局長

要望書案第1号「むかわ町農業委員会委員報酬改定に関する要望書(案)」について、ご説明を申し上げます。

議案書50ページになります。

冒頭の情勢にもありますが、農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足、水田活用直接支払交付金の見直しや、肥料や資材の高騰により大変厳しい状況が続いています。このような状況の中、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、農地法などによる審査決定業務のほかに、農地等の利用の最適化活動を行うことが明確化されており、今後も農地法等の改正が行われ、農業委員の業務量がますます増加していくことが予想されます。

こうしたなか、農業委員の報酬は、平成18年合併以降改定見直しが行われ

事務局長 | ておらず、毎月開催の総会・地区委員会の他に、担い手への農地集積・集約化の推進活動に要する日数の増加と、農業委員会法第6条第2項業務が必須業務となっていて、業務量の増加に伴い、適期収穫等の営農に支障を来すこともあります。さらに、人・農地プランの法定化に伴い、令和5年度、6年度の2カ年のうちに、地域計画を策定することとなりますが、農業委員会が目標地図の原案を作成するなど、農業委員の活動内容も大幅に増大します。

このことから、令和4年11月から正副委員長以上四役会議において、農業委員報酬改定に関し審議を行い、その後の各地区委員会及び全体協議等で何度も審議を行い、説明しておりますので、省略させていただきますが、この度の要望書（案）では、農地利用最適化交付金について、農業委員の報酬に係る上乘せ条例の整備をすることが前提とされているため、51ページの、農業委員会の概要から54ページの記載のとおり、改定することが妥当とする内容としております。

つきましては、「むかわ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正案について、むかわ町特別職報酬等審議会条例に基づき審議会の意見を聴くことができるとされており、報酬の引き上げの要望書（案）を町長に提出するものです。

以上が、要望書案第1号、むかわ町農業委員報酬改定に関する要望書（案）となりますので、内容をご確認いただき、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 | 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 | 質疑なしと認め、要望書案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 | ご異議がないようですので、要望書案第1号は原案どおり決定いたします。
なお、要望書の取り扱いについては、本日、私と佐々木職代と事務局の計3名で、竹中町長に手渡し、提出してきますことを申し添えます。
続いて、日程第14 決議案案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件」を議題といたします。事務局より決議案について説明をお願いします。

事務局長 | 議案書56ページをご覧ください。
決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議に関する件についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成30年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事、農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されたことを受け、令和元年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委

事務局長 員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されたことから、令和元年12月18日付けで北海道農業会議から送付された公文書により、各市町村農業委員会総会等において、毎年一度、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を行う旨、依頼されているものです。

むかわ町農業委員会といたしましても、令和4年3月25日開催、第7期第9回むかわ町農業委員会総会においてお諮りし、決議のご決定をいただいておりますが、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、この申し合わせ決議の趣旨に則り、総会に諮り決議し、農業委員が綱紀粛正の徹底を図っていくものであります。

議案は事前配付していますので、記書きを読み上げて、提案とさせていただきますので、決議のご決定のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、決議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、決議し、皆様におかれましても法令にそった活動をお願いします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。